

(提言)「学協会に係る法人制度—運用の見直し、改善等について」
インパクト・レポート

1 提言等内容

1) 現状及び問題点

・近年の日本の科学・技術の低迷傾向の背景には、研究・教育機関のみならず、学協会の弱体化があり、その要因の一つとして、学協会活動に対する現行法人制度の過剰な規制と煩雑な手続きがある。我が国科学・技術の発展と国際的地位向上には、学協会の活性化と機能強化が必須であり、学術分野の法人制度の見直しが求められている。

2) 提言の内容

(1) 公益法人認定法の財務基準の見直し

①「収支相償基準」の弾力的な運用

収支相償基準は、公益目的事業においてその実施費用を超える収入を得てはならないという基準である。年度の剰余金を今後の収益不足等に備えて確保することにも大きな制約がある。公益目的事業を細分化(公1、公2、公3等)した場合、公1の剰余金を公益目的事業全体において使用することができない。例えば公1の黒字を公2の赤字で相殺できない。この基準は学協会の法人運営の安定性、継続性を確保する上で支障をきたしている。このため、「発生した剰余金の複数年度解消を容易にするための要件緩和」、「細分化された公益目的事業の剰余金は、当該法人の公益目的事業全体として使用できること」「複数の公益目的事業を1つに統合する場合には変更の届け出で済ませられること」を提言する。

②「遊休財産の保有制限」の緩和

公益法人の各事業年度の末日における遊休財産が、当該年度の公益目的事業実施費用額を超えてはならないという制限がある。財政規模が小さく、基本財産以外に余裕資金のない学協会にとって、資金の必要な留保ができず、毎年度の経常運営、さらに、経営改善に向けた取り組みの障害となっている。このため「学協会の安定した財務運営を確保するため、公益目的事業費相当額の3年分保有を認めること」を提言する。

③「公益目的事業比率」規制の見直し

公益法人の毎事業年度の公益目的事業費率が50%以上となることを求める規制がある。公益目的事業費には実施費用(直接費)だけが認められ、この事業に関わる管理費用(間接費)等は対象外となっている。これは必要以上に厳しい基準と考える。このため、「公益目的事業費を、実施費用と管理費用等を合わせた額、つまり公益目的事業に充てられた費用の総額とすること」を提言する。

(2) 学協会連携組織体の会計に係る制度整備

①学協会連携組織体の会計に関するガイドラインの新設連携組織体の事業及び活動資金を当該幹事学協会の公益目的事業及び同資金として位置付けるとともに、事業運営の継続性を確保するため、剰余金が発生した場合には、同事業費3年分以内を限度として次年度以降への繰越しを可能とすることとし、同運用方針を明示する会計関係ガイドラインの新設を提言する。

②国際会議開催のための連携準備金制度の新設

国際会議開催の準備を進める関係学協会が連携組織体を設置し、会議開催資金の積み立てを行うことのできる連携準備金制度の新設を提言する。

(3) 現行制度の見直し、改善等に関する意見交換会の定期的開催法人制度に関しては、この提言の他にも改善を要する点があると思われるため、公益認定等委員会と学協会連携分科会との意見交換会を定期的を開催することを提言する。

2 提言等の発出年月日

平成31年2月14日

3 フォローアップ

- ・「学術の動向」令和1年5月号で、特集「学術を発展させる法人制度を目指して」を組み、論説6編を掲載した。

- ・理学・工学系学協会連絡協議会を平成31年3月28日に開催し、50を超える学協会とともに本提言について議論し、多くの賛同意見が寄せられた。

4 社会に対するインパクト

(1) 政策への反映：無

本制度を所管する内閣府の公益認定等委員会の佐々木委員長に本提言を説明した。

公益認定等委員会で、佐々木委員長から本提言が紹介された。

本提言で指摘した公益法人に関わる諸課題と提案について、公益認定等委員会において理解は進んだものの、公益法人制度の見直しまでには至らなかった。

(2) 学協会・研究教育機関・市民社会等の反応

(a) 学協会など

- ・日本学術協力財団 学協会運営支援委員会にて、本提案に関する議論を実施した。

- ・公益法人協会理事会にて、本提案に関する議論を実施し、賛同の意見を頂いた。

5 メディア

特になし。

6 意思の表出内容において、他の異なる意見との関係性等に変化があれば記載してください。

特になし。

7 考察と自己点検

(b) ほぼ予想通りのインパクトが得られた

公益法人関連法の制定から10年となるタイミングで本提言を発出し、多くの理学・工学系の学協会から賛成の意見を頂いた。また、本提言で取り上げた公益法人に関わる諸課題と提案について、理学・工学系学協会連絡協議会、日本学術協力財団、公益法人協会理事会においても議論され、理解を進めることができた。さらに、公益法人制度を所管する内閣府の公益認定等委員会でも本提案が紹介された。このように、本提言に対してある程度のインパクトは得られたと思うが、公益法人制度の見直しまでには至らなかった。

インパクト・レポート作成責任者
学協会連携分科会委員長 米田 雅子
提出日 令和3年10月21日